

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると町の中心部を流れる馬淵川中流が大雨によって増水し、堤防が決壊し氾濫した場合の浸水する範囲と深さを示したものとなっている。

これによると馬淵川の河川沿い全域で、最大10mを超える浸水が予想されているほか、町内のほとんどの商業地においては浸水が0.5m～10mの浸水が予想されている。

特に平成23年と平成25年には大規模な家屋の浸水被害が発生し、駅前地区、大向地区、門前地区等を中心に甚大な被害が生じている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当会が立地する町内は、町の南西部に標高615mの名久井岳に連なる丘陵、北西には奥羽山脈の標高200m級の支脈が迫っており、町内全域において地滑りや土砂災害が生じるエリアとなっている。

(地震：青森県地震・津波被害想定調査)

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査によると、想定される太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想され、当町で予想される震度は東部の地域で震度6強、西部の狭い地域で震度5強、その他の多くの地域で震度6弱が予想されている。

(その他)

町内の馬淵川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。平成に入ってから平成2年、平成5年、平成11年、平成14年、平成16年、平成18年、平成19年、平成23年、平成25年に大雨、洪水、土砂災害等により、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルスのような新たな感染症の場合、従業員やその家族の罹患による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。そのため事業継続に必要な人員数が不足し、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

当町では新型コロナウイルスワクチン2回目の接種率(12歳以上)が、令和3年12月24日時点で91.2%となっており、3回目の接種についても医療従事者は12月7日より接種が始まっており、高齢者施設等従事者に至っては1月上旬より、一般に至っては3月上旬よりワクチン接種が予定されている。しかし、新たな変異種が現れるなど感染症の影響は長期にわたり、影響予測は極めて困難となる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 570人
- ・小規模事業者数 535人

【内訳】

(令和3年11月30日現在)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設・製造業	180	171	町内に広く分散している
	卸・小売業	198	180	4つの商店会地域に分かれている
	サービス業	192	184	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ①南部町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ②防災備品の備蓄
- ③南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知
- ②事業者BCP策定セミナーの開催、事業者BCP策定支援
- ③青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ④防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ⑤南部町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない状況である。

更には保険・共済等に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い等の徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ①地区内の小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ③発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また、感染症が国内感染拡大期や域内発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の災害保険・共済への加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ②南部町広報、商工会報、ホームページ及びフェイスブック（商工会）などのSNSにおいて国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ⑤新型ウイルス感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画を作成（令和3年度作成）

3) 関係団体との連携

- ①代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や、生命・医療保険の引き受け契約を締結しているジブラルタ生命、損害保険の引き受け契約を締結している東京海上日動火災に、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付きの休業補償など）の紹介等も実施する。
- ③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ②各部会（商業・サービス業部会、工業部会、青年部、女性部）の会議や三役会、理事会を通して状況確認や改善点等について協議する。
- ③当会と当町商工観光課との定期的（6ヶ月に1回）な協議を行い、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（震度6強の地震）が発生したと想定し、当町との連絡手段の確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）
- ②訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ③訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施安否の確認

- ①発災後3時間以内に職員の安否確認の結果報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認した上で当会と当町で共有する。）
- ②国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案し、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身が安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ②青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
ア、会員等の被害状況調査及び融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること
イ、災害時における物価安定についての協力に関すること
ウ、災害救助用物資、災害救助・復興用資材の確保についての協力、斡旋に関すること
- ③職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

【被害規模の目安】

被害規模	被害状況
大きな被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており状況の確認が取れない。
被害がある	・地区内事業所で「トタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ⑤本計画により当会と当町は以下の間隔で被害者情報等を共有することを原則とする。

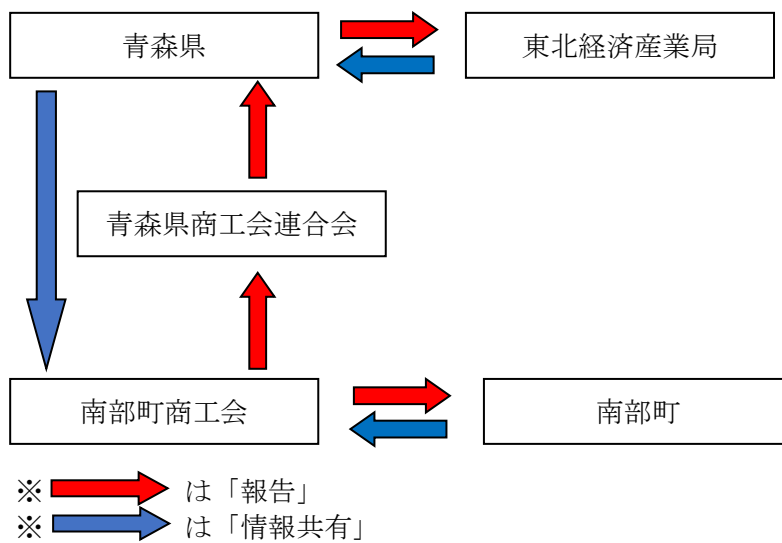
【被害情報等を共有する間隔】

期間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月後	2日に1回連絡する
1ヶ月～3ヶ月後	1週間に2回連絡する
3ヶ月以降	1週間に1回連絡する

⑥南部町で策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ②二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ決めておく。
- ③当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ④当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当会は、国・県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ②南部町商工会本所に相談窓口を設置する。但し大規模災害などの状況等により左記の場所に設置できない場合は速やかに当町と協議し、避難場所等として使用しない又は一部を使用できる公共施設に相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

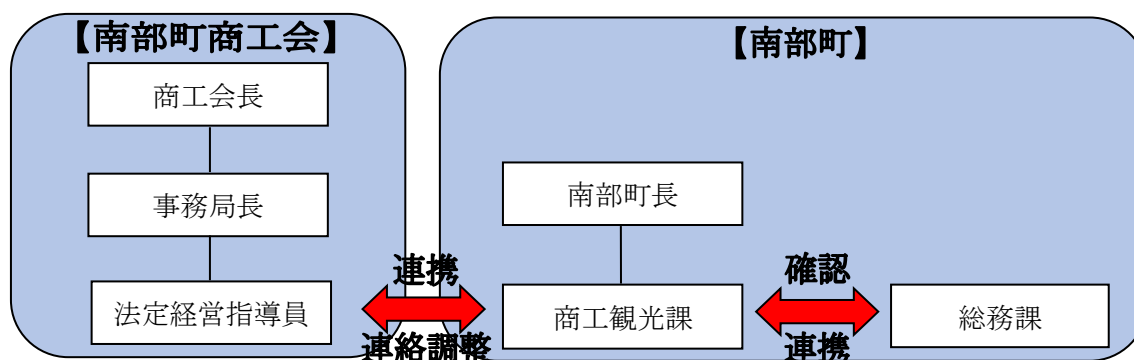
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 蛭澤 猛 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

南部町商工会

〒039-0611 青森県三戸郡南部町大字斗賀字上平 13-32

TEL0178-75-1133/Fax0178-75-1131

E-mail: n-nagawa@aomorishokoren.or.jp

②関係市町村

南部町役場 商工観光課

〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28-1

TEL0178-38-5965/Fax0178-38-5985

E-mail: shoko@town.aomori-nanbu.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作成費	70	70	70	70	70
・ 通信運搬費	50	50	50	50	50
・ 消耗品費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、青森県補助金、南部町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。